

京都市上下水道局告示第26号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成16年11月12日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

届出業者名

京都府長岡京市粟生北野12番地の1

株式会社 水道センター

代表取締役 小城大咲

変更事項

指定営業所所在地

京都府長岡京市今里西ノ口3番地の14から京都府長岡京市粟生北野12番地の1に変更

指定期間

平成16年11月12日から平成20年3月31日

(上下水道局下水道部管理課)